

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和39年岩手県告示第262号の7）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務 の範囲	指定した金融機関			取扱事務 の範囲
名 称	位 置	取扱店舗		名 称	位 置	取扱店舗	
[略]			[略]	[略]			[略]
[略]				[略]			
[略]		[略]		[略]		[略]	
新岩手農業協同組合	[略]	[略]		新岩手農業協同組合	[略]	[略]	
<u>いわい東農業協同組合</u>	<u>一関市</u>			花巻農業協同組合	[略]		
花巻農業協同組合	[略]			岩手南農業協同組合	<u>一関市</u>		
<u>岩手南農業協同組合</u>	<u>一関市</u>			岩手ふるさと農業協同組合	[略]		
岩手ふるさと農業協同組合	[略]			岩手中央農業協同組合	[略]		
岩手中央農業協同組合	[略]		<u>いわて平泉農業協同組</u>	<u>一関市</u>			
			合				
備考 改正部分は、下線の部分である。							